

## 無利息型普通預金（総合口座）

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商品名	・無利息型普通預金（総合口座）※決済用預金
2. 販売対象	・法人、個人（総合口座は個人のみで、未成年者は対象外。一人一口座）
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1 円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・無利息
7. 税金	・無利息ですので税金はかかりません
8. 手数料	・キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
9. 付加できる 特約事項	・個人の方は「総合口座」の取り扱いができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率） 《総合口座定期預金の条件》 ・名 義…普通預金と同一名義 ・種 別…自動継続 ・契 約 額…1 万円以上 ・借入限度額…総合口座として預入された定期預金の合計額の 90%、または 300 万円のうちいずれか少ない金額
10. 中途解約時の 取扱い	
11. 金利情報の 入手方法	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9 時～17 時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください。 紛争解決措置 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考と なる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・預金保険制度により全額保護されます